

岩手県告示第230号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年2月12日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社高松工業
    - イ 主たる営業所の所在地 花巻市高松第1地割128番地
    - ウ 代表者の氏名 佐藤仁郎
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第4944号
  - (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年2月10日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年2月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社伸栄建設
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘三丁目49番4号
    - ウ 代表者の氏名 田村民子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第5840号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年2月1日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年2月5日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社カネヨ
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢区字三日町27番地
    - ウ 代表者の氏名 菅原国彦
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第6014号
  - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年2月4日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成22年2月24日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 六原設備工業株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町六原東町50番地66
    - ウ 代表者の氏名 高橋信子
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第6073号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成22年2月23日付けで建築工事業及び電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法

第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成22年2月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社工藤組

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上厨川字横沼53番地2

ウ 代表者の氏名 工藤定義

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第7819号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年2月1日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成22年2月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社シンワ工業

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区岩谷堂字袖山201番地2

ウ 代表者の氏名 高橋芳信

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第8084号

(3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年2月4日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成22年2月10日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社セイデン

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字石橋前2番地4

ウ 代表者の氏名 荒井勝斌

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第8345号

(3) 処分の内容 機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年2月10日付けで機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成22年2月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 管工業GOTO

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字小林5番地2

ウ 代表者の氏名 五嶋仁志

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第60001号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年2月12日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成22年2月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 佐々木建窓

イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町涌津字境22番地12

ウ 代表者の氏名 佐々木邦夫

エ 許可番号 岩手県知事許可（般一17）第70057号

(3) 処分の内容 ガラス工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年2月8日付けでガラス工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成22年2月5日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 丸里建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根鍛冶下13番地7

ウ 代表者の氏名 佐藤博芳

エ 許可番号 岩手県知事許可（特一19）第574号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年2月5日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。